

平成 27 年度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査  
財 政 援 助 団 体 監 査

富良野市監査委員



# 目 次

定期監査の結果に関する報告の提出について .....	1
定期監査報告 .....	2
監査の対象 .....	2
監査の期間 .....	3
監査の範囲 .....	3
監査の方法 .....	3
監査の結果 .....	4
工事定期監査報告 .....	7
学校定期監査報告 .....	10
財政援助団体監査の結果に関する報告の提出について .....	12
財政援助団体（公の施設の指定管理者）監査報告 .....	13
財政援助団体（補助団体）監査報告 .....	19

富 監 第 3 号  
平成 28 年 2 月 17 日

富良野市長	能 登 芳 昭	様
富良野市議会議長	北 猛 俊	様
教育委員会委員長	吉 田 幸 男	様
公平委員会委員長	島 強	様

富良野市監査委員	宇佐見 正 光
富良野市監査委員	渋谷 正 文

## 定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度分を対象とした定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 定期監査報告

## 1. 監査の対象

### 総務部

財政課	財政係、契約管財係
税務課	課税係、納税係
市民環境課	市民年金係、環境係、交通生活係
リサイクルセンター	
市民相談室	

### 保健福祉部

福祉支援課	福祉総務係、保護係 介護保険係、福祉相談支援係、地域包括支援センター係
ふれあいセンター	

### 経済部 商工観光室

商工観光課	商工労働係、観光物産係
公設地方卸売市場	公設地方卸売市場係
中心街整備推進課	中心街整備推進係

### 建設水道部

都市施設課	都市整備係、道路公園管理係
幹線道路整備推進課	幹線道路整備推進係
上下水道課	業務係、施設係
水処理センター	

### 山部支所

山部支所  
山部福祉センター  
山部いきいきセンター

### 東山支所

東山支所	
東山福祉センター	
東山公民館	公民館係

## 会 計 室

会 計 室                      会計審査係

## 教育委員会

学校教育課                      管理係、学務係

## 議会事務局

庶 務 課                      庶務係、議事係

## 公平委員会事務局

(24 課 33 係)

## 2. 監査の期間

平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 2 月 8 日まで

## 3. 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までに執行された財務及び一般行政に関する事務の執行状況（なお、必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

## 4. 監査の方法

監査の対象となる各部局に対し、下記の資料の提出を求め、この中から抽出により関係書類及び諸帳簿等进行检查し、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取するとともに、現地調査を実施した。

## ※ 提出資料

様式 1 事務分担表

様式 2 歳入予算執行状況

様式 3 負担金補助金交付金等支出状況調

様式 4 現金取扱状況（公金の他、各種団体の現金を含む）

様式 5 契約事務の状況調

様式 6 建設工事施工状況調

様式 7 備品台帳整理状況

## 5. 監査の結果

監査結果の概要は下記のとおりであり、おおむね適正な事務の執行がなされていると認められた。

なお、軽易な改善や検討、若しくは注意を要する事項については、監査の過程で関係部局に口頭にて改善等を指導したので、本報告では省略する。

### (1) 歳入歳出予算の執行状況（一般会計）

平成 27 年 11 月末現在の執行状況は、予算現額 12,429,907 千円に対し収入済額は 8,517,338 千円、収入割合は 68.5%で前年度同月比 10.7 ポイント増加、支出済額は 6,955,998 千円、執行率は 56.0%で前年度同月比 5.7 ポイント増加している。

### (2) 収入に関する事務

#### ① 収納事務

収納事務については、歳入予算執行状況により土地・建物貸付料、市職員・教職員住宅貸付料、土地・不用物品売払収入、一般廃棄物処理有価物売払収入等について関係書類を検査したところ、適正に処理されていることが認められた。

#### ② 現金取扱事務

現金取扱事務については、戸籍手数料、諸証明手数料、ごみ処理手数料、市民交通傷害保険料、畜犬登録手数料等の窓口における現金取扱状況を現地調査し、現金額等を確認したところ、おおむね適正に処理されていることが認められた。

現金の取り扱いについては、事務の効率化の観点よりも、常に安全で適切な管理体制の構築を重視することが求められている。そのため、収納した現金は、早急に指定金融機関等へ引き継ぐよう適正な事務処理に努められたい。

#### ③ 課税事務

課税事務については、関係書類を検査したところ、システム操作の処理を除き、おおむね適正に処理されていることが認められた。

課税事務におけるシステム操作では、職員の習熟度を高めることを重要視し、併せて、システム自体が間違いを起こしやすい、あるいは使いづらい仕様である場合はシステムを改修するなど、課税事務のみならず多くの行政事務において、システム処理は必要不可欠であることから、システムを常に検証し複数のチェック体制の構築を望むものである。

#### ④ 滞納整理事務

滞納整理事務については、富良野市税等収納対策プロジェクト会議の開催内容、市税及び育英基金貸付金の滞納繰越に関する書類を検査したところ、市税については、分納誓約・催告・訪問徴収・夜間窓口の開設等の様々な努力により、収納率が向上しており、適正に処理されていることが認められた。

育英基金貸付金についても、分納誓約等による計画的な徴収や、連帯保証人への折衝等、滞納整理に向けた適正な事務処理に努められたい。

なお、富良野市税等収納対策プロジェクト会議で検討が進められている債権管理条例策定に向けた取り組みは高く評価されるものであり、今後も滞納整理にあたって、関係部局の連携強化、情報の共有化を図り、納税者等の負担の公平・公正を保つため、滞納整理事務の重要性を認識し、円滑な徴収に努められることを望むものである。

### (3) 支出に関する事務

#### ① 補助金等の支出

補助金、交付金、負担金の支出については、抽出により関係書類を検査したところ、一部の改善や検討を要する事項を除いては、おおむね適正に処理されていることが認められた。

補助金、交付金については、関係規則等に基づいて執行されているところであるが、次の点について改善を検討されたい。

#### (ア) 交付要綱の制定

交付金については、「市費交付金交付規則」により交付要綱の制定が義務付けられているが、補助金についても、交付金の交付規則同様の措置を講じるよう検討されたい。

#### (イ) 実績報告書の提出期限

実績報告書の提出は、事業年度終了の日から 60 日以内とされているが、提出後に補助金等に返還が生じることが確認された場合、出納整理期間内の返還が難しい状況も考えられる。このため、実績報告書の提出期限の短縮を検討されたい。

#### (ウ) 補助金等の繰り越しに関する取り扱い

交付された補助金、交付金の額が補助対象経費を上回ることとなった場合、繰越金として処理されているものが散見された。担当部局において、事業内容を確認した上で必要に応じて返還するなど、適正に事務処理を行うよう指導を望むものである。

負担金については、加入の必要性や効果等を常に検討し、適切な支出に努められたい。

#### ② 旅費の支給事務

富良野市職員の旅費に関する運用規程に基づき、出張命令票及び復命書の提出を求め検査したところ、運用規程を遵守し適正に執行されていることが認められた。

#### ③ 臨時的任用職員の賃金支給事務

臨時的任用職員の出勤簿、休暇届、賃金の支出内訳書を検査したところ、おおむね適正に処理されていた。

臨時的任用職員については、勤務時間、雇用形態が多様化していることから、賃金の支出にあたっては、必ず出勤簿や休暇届と照合するとともに、記入方法について臨時的任用職員への指導を徹底されたい。

### (4) 契約に関する事務

各種の契約事務を対象とし、抽出により関係書類の提出を求め検査したところ、おおむね適正に執行されていることが認められた。

なお、一者随意契約をする場合は、例外的な執行であることに留意し、契約事務の競争性、透明性をより一層確保できるよう努められたい。

### (5) 財産管理に関する事務

公有財産の管理については、おおむね適正に管理されていることが認められたが、教職員住宅の使用においては、富良野市財務規則第 245 条に規定された関係部局等との協議をするなど、適切な事務処理に努められたい。

また、現在策定が進められている富良野市公共施設等総合管理計画により、人口減少社会に適応した公共施設等のあり方や老朽化対策について、計画的な管理が進められることを期待するものである。

物品の管理については、備品台帳、不用決定書、処分調書等の関係書類を検査したところ、適正に整理されていることが認められた。

### (6) 団体会計に関する事務

市職員が担っている団体の経理事務については、補助団体の監査として適正な執行管理がされているかの観点から、収入支出証書、金銭出納簿、現金預金残高の照合を行ったところ、おおむね適正に処理されていることが認められた。

団体会計にあたっては、収入支出証書、金銭出納簿を整備し、団体代表者の決裁をとる等、一層の透明性を図り、公金の取り扱いに準じた適正な事務処理を徹底されたい。

# 工事定期監査報告

## 1. 監査の対象

所 管 部 局		監査対象工事	うち抽出工事
総務部	企画振興課	1 件	
	財政課	1 件	
経済部	ぶどう果樹研究所	2 件	
建設水道部	都市施設課	19 件	6 件
	都市建築課	23 件	6 件
	上下水道課	27 件	8 件
教育委員会	学校教育課	2 件	
計		75 件	20 件

(注) 監査対象工事は、歳出科目 15 節工事請負費に関する工事及び 11 節需用費の修繕料に関する工事（請負金額 100 万円以上）とする。

## 2. 監査の期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 27 日まで

## 3. 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までに発注した工事  
(なお、必要に応じて前年度に発注した工事（繰越明許費）を含める。)

## 4. 監査の方法

監査対象部局から「工事進捗状況一覧表」の提出を求め、進捗状況により工事を抽出し、その設計、工事管理及び工事事務が関係法令等に基づき適正に執行されているかについて関係書類を検査し、関係職員から内容等の説明を聴取するとともに、現地調査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査対象工事は 75 件、うち抽出工事は別表のとおり 20 件（抽出率 27%）、その中から 7 件の工事については現地調査を実施したところ、対象となった工事の設計、工事管理及び工事事務は適正に整理されていた。

なお、工事施工において請負業者の創意工夫・社会貢献活動も的確に推進され、併せて工事の進捗状況も良好に執行されていることが認められた。

今後も工事の設計、工事管理等、関係法令に基づき適正に執行し、建設事業の向上に努められたい。

( 別 表 )

## 抽 出 工 事

都市施設課

(単位:千円)

No.	工 事 名	請負額	請負業者	工 期
1	● 虹いろ保育所園庭工事	21,546	(株)アース建設工業	27.3.27 ~ 27.5.21
2	● 東小学校屋外運動場等整備工事	71,064	大北土建工業(株)	27.6.5 ~ 27.10.31
3	市道橋長寿命化修繕工事	38,232	(株)森田工建	27.6.5 ~ 27.10.31
4	扇緑町本道路改良舗装工事	30,218	(株)増山建設	27.6.5 ~ 27.9.10
5	公園リフレッシュ工事 (駅前公園噴水躯体修繕)	1,069	フクタカ工業(株) 旭川支店	27.6.23 ~ 27.7.24
6	公園リフレッシュ工事 (総合公園フェンス新設)	982	(株)フラノ・メンズ	27.6.22 ~ 27.7.31

都市建築課

(単位:千円)

No.	工 事 名	請負額	請負業者	工 期
7	● 公営住宅建設工事 (北麻町団地建築主体)	107,589	(株)軽米組	27.5.15 ~ 27.12.16
8	● 公営住宅建設工事 (北麻町団地電気設備)	14,310	(株)高崎電気	27.5.15 ~ 27.12.16
9	● 公営住宅建設工事 (北麻町団地機械設備)	21,978	後田設備工材(株)	27.5.15 ~ 27.12.16
10	● 農業担い手育成センター改修工事 (宿泊棟改修)	2,905	(株)菊田建設	27.5.29 ~ 27.7.17
11	看護専門学校学生寮屋根防水工事	6,156	(株)アイ・デー・エフ	27.10.2 ~ 27.11.6
12	● 山部いきいきセンター改修工事	19,008	(株)マルサトリ建設	27.4.17 ~ 27.6.12

上下水道課

(単位:千円)

No.	工 事 名	請負額	請負業者	工 期
13	量水器取替工事 (第1工区)	9,914	(株)ヤマサ	27.4.17 ~ 27.11.20
14	量水器取替工事 (第2工区)	10,465	(有)玉手鋼建	27.4.17 ~ 27.11.20
15	量水器取替工事 (第3工区)	10,120	(株)亀屋齊藤商店	27.4.17 ~ 27.11.20
16	量水器取替工事 (第4工区)	10,271	(株)西塚清掃社	27.4.17 ~ 27.9.15
17	麻町地区配水管更新工事	12,366	後田設備工材(株)	27.6.26 ~ 27.10.30
18	扇緑町本通配水管移設工事	13,867	(有)玉手鋼建	27.6.5 ~ 27.9.30
19	簡易水道取水施設整備工事	31,320	(株)日星電機 旭川支店	27.8.7 ~ 28.3.10
20	公共下水道施設修繕工事 (扇緑町本通)	2,138	(株)増山建設	27.9.1 ~ 27.9.20

(注) 請負額の単位は百円単位四捨五入にて千円単位で表示

(注) 現地調査を実施した工事は、工事名称に●印で表示

# 学 校 定 期 監 査 報 告

## 1. 監査の対象

富良野市立富良野小学校

富良野市立山部中学校

富良野市立鳥沼小学校

富良野市立樹海中学校

富良野市立樹海小学校

## 2. 監査の期間

平成 27 年 5 月 15 日

## 3. 監査の範囲

平成 27 年度 財務に関する事務の執行状況及び施設維持管理状況

## 4. 監査の方法

学校定期監査は、市内 15 の小中学校を 3 年サイクルで実施している。本年度の監査においては、現金・物品の取扱、各種台帳等の整理、施設の維持管理状況等について関係書類を検査し、現地調査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

### (1) 物品等の管理状況

#### ① 備品・備品カード・図書の管理

おおむね良好であると認められた。今後も図書管理については、整理番号を記した台帳及び備品管理を行い、図書と台帳の照合に努められたい。

#### ② 理科薬品の保管・取扱状況

薬品庫、理科室の施錠やカギの管理、薬品の保存状況は良好に管理されている。薬品には劇薬等もあるため、台帳整理では使用者及び学校長との確認の徹底を図り、廃棄基準を整備するなど、今後も適切な保管、取り扱いに努められたい。

③ 郵便切手・はがき等の取扱状況

郵便切手・はがき等受払事務については、受払簿、現品等を照合したところ、整理状況は良好と認められた。

④ 学校教育活動費交付金の取扱状況

会計処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、交付金の申請印、受取口座の利息及び残金の取り扱いについて、統一した基準を設け、適切な事務処理に努められたい。

また、支出調書に添付する書類は領収書の徹底を図られたい。

**(2) 預り金の管理状況**

修学旅行経費等の預り金については、適正に管理し事務処理されていることが認められた。

給食費については、現金及び口座振替による徴収方法により未納金はなく、年度当初において、保護者への年間諸経費の通知を行い、未納の場合は個別に通知をし、迅速な完納に努めていることが認められた。

なお、給食費徴収事務取扱交付金については、これまで同様に用途の明確化が必要であることから、今後も適切な支出に努められたい。

**(3) 施設の管理状況**

施設の環境整備及び美化については、適正に管理されていることが認められた。

特に体育館等の非常口は、安全面も含め常時点検確認し、日頃から緊急度や必要性に応じた校舎内外の管理を徹底するよう努められたい。また、備品を保管する適切な場所の確保にも努められたい。

なお、消防用設備等取り扱いに関する実践訓練の未実施校は、早急な対応を図り安全な管理体制の構築を図られたい。

**(4) 個人情報の取り扱いについて**

個人情報の取り扱いについては、富良野市教育委員会が作成した「富良野市立学校における情報セキュリティガイドライン」に沿い、適正に実施されていることが認められた。今後も適切な管理運用に努められたい。

富 監 第 4 号  
平成 28 年 2 月 17 日

富 良 野 市 長    能 登 芳 昭    様  
富良野市議会議長    北        猛 俊    様

富良野市監査委員    宇佐見 正 光  
富良野市監査委員    渋谷 正 文

### 財政援助団体監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 財政援助団体（公の施設の指定管理者）監査報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

## 2. 監査の対象及び期間

対 象 団 体	特定非営利活動法人 ふらの演劇工房
対 象 施 設	富良野演劇工場
監 査 の 期 間	平成 27 年 10 月 19 日から平成 27 年 11 月 30 日まで
所 管 部 局	教育委員会社会教育課

## 3. 指定管理期間等

指定管理期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
指 定 管 理 料	平成 25 年度 25,105,011 円 平成 26 年度 26,891,000 円
利用料金制の適用	有

## 4. 監査の範囲

平成 25 年度及び平成 26 年度における公の施設の管理運営に係る会計その他の事務

## 5. 監査の方法

監査対象団体に対しては、公の施設の管理運営業務に係る事業実績及び会計事務処理等の提出された資料に基づき、関係書類を検査した。

また、所管部局に対しては、協定書等の提出された資料に基づき、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取した。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、宇佐見正光監査委員を除外した。

## 6. 監査の結果

施設の設置目的に基づき、おおむね適正に処理されていることが認められた。

今後も所管部局においては、指定管理の基本方針並びに協定書に基づき、事業の内容の把握及び確認、指定管理者に対する会計事務処理等の適切な指導に努められたい。

なお、一部に軽微な改善や検討を要する事項が見受けられたが、監査の過程で所管部局に口頭にて改善等を指導したので、本報告では省略する。

## ま と め

監査対象団体は、富良野演劇工場設立当初から施設の管理運営はもとより、自主事業を含めた積極的な事業を円滑に推進し、芸術文化の振興に大きく寄与している。

特に定着してきている演劇は、人間性を高める自己表現の場として、市内小中学校の児童生徒をはじめ市民の心の教育にも結び付き、多くの効果が期待される。今後もこれまで築き上げてきた、本市の財産である演劇文化の一層の推進を望むものである。

なお、施設利用状況では、有料利用者が増加しているものの減免団体の利用は減少し、全体で前年比 20%減となっていることから、利用者拡大に向けた対策が必要であり、地域に根ざした芸術文化の振興のため、市と指定管理者、施設利用団体、ボランティアとの連携に一層努められたい。

監査対象団体の概要は別紙資料 1 のとおりである。

( 資料 1 )

## 監 査 対 象 団 体 の 概 要

### 1. 特定非営利活動法人ふらの演劇工房について

#### (1) 設立目的

富良野地域の人々また富良野を愛する人々に対して、演劇文化の創造と発信に関する事業を行い、地域の恵まれた自然環境を舞台として、演劇のもつ「癒す」「育む」という可能性に着目しながら、演劇活動から生まれる感動を共有し、「演劇のまち富良野」として地域文化の形成に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業概要

##### 1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 演劇文化の創造と発信を推進する事業
- ② 演劇リハビリテーション事業
- ③ 演劇体験学習（ワークショップ）に関する事業
- ④ 学生に対し演劇鑑賞の機会を提供する事業
- ⑤ 演劇に関するセミナー・講演会に関する事業
- ⑥ 演劇に根ざしたまちづくりの調査研究に関する事業
- ⑦ 劇場の運営管理の受託事業
- ⑧ その他上記事業に付随する事業

##### 2) その他の事業

- ① 観劇事業
- ② 映画の上映
- ③ 各種研修会、会議、その他演劇公演等の制作並びに企画
- ④ 観劇に関する物品等の販売並びに喫茶店の経営

#### (3) 組織体制

##### 1) 役職員数

理事長	1人
副理事長	2人
理事	12人
監事	2人

##### 2) 職員数

事務局長	1人（理事から選出）
工場長	—（事務局長兼ねる）
常勤職員	5人
臨時職員	2人

## 2. 富良野演劇工場の指定管理状況について

### (1) 施設の設置目的

芸術文化の向上と市民の創造的な文化活動の用に供することを目的として設置

### (2) 施設の概要

住 所	富良野市 2283 番 44		
構 造	鉄骨造 3 階建		
敷地面積	12,443.76 m <sup>2</sup>		
施設内容	1 階	舞台・リハーサルルーム・ワークショップ・楽屋等	874.59 m <sup>2</sup>
	2 階	客室 (304 席)・ホワイエ・インフォメーションホール・事務室等	731.02 m <sup>2</sup>
	3 階	照明室・監事室	34.13 m <sup>2</sup>

### (3) 施設の構成及び利用料金

(金額：円)

施設名		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～24 時	9 時～24 時	
舞台ホール	基本料	12,960	19,440	32,400	58,320	
	冷暖房料	6,480	9,668	16,148	29,108	
リハーサルルーム	基本料	2,571	4,422	5,142	9,668	
	暖房料	1,131	1,337	1,542	2,880	
ワークショップ <sup>o</sup> ルーム	基本料	1,851	3,085	4,525	6,480	
会議室	基本料	576	720	1,131	1,542	
	冷暖房料	174	298	421	720	
スタッフルーム	基本料	576	915	1,645	2,160	
	冷暖房料	246	411	576	966	
楽屋 1.2	基本料	370	617	1,028	1,440	
	暖房料	164	277	329	483	
楽屋 3.4	基本料	411	689	1,028	1,542	
	暖房料	185	288	329	483	
パントリー	基本料	360	586	1,028	1,337	
	暖房料	154	267	329	483	
衣装室	基本料	678	1,131	1,440	2,365	
	冷暖房料	308	380	432	720	
ホワイエ	基本料	3,805	4,525	5,142	9,668	
	暖房料	1,131	1,337	1,542	2,880	

## (4) 施設の利用状況

(単位：人)

年度	利用者合計	利用者内訳	
		有 料	免 除
25	24,582	6,597	17,985
26	19,757	8,776	10,981

(注) 免除の基準は設置条例第12条による。

## 施設別の利用内訳

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		利用人数 前年比(%)
	利用人数	構成比(%)	利用人数	構成比(%)	
舞台ホール	17,517	71.3	15,331	77.6	87.5
リハーサルルーム	3,566	14.5	2,159	10.9	60.5
ワークショップ <sup>o</sup> ルーム	152	0.6	114	0.6	75.0
会議室・スタッフルーム	889	3.6	434	2.2	48.8
楽屋 1	94	0.4	101	0.5	107.4
楽屋 2	89	0.4	99	0.5	111.2
楽屋 3	677	2.8	440	2.2	65.0
楽屋 4	772	3.1	216	1.1	28.0
衣装室	228	0.9	90	0.5	39.5
ホワイエ	598	2.4	773	3.9	129.3
合 計	24,582	100.0	19,757	100.0	80.4

## (5) 施設の収支決算状況（特定非営利活動法人ふらの演劇工房の収支決算状況）

(消費税込み・単位：円)

1) 施設管理業務に要する経費の収支			
	項 目	平成 25 年度決算額	平成 26 年度決算額
収 入	指定管理料	25,368,000	26,891,000
	指定管理料（燃料調整額）	▲262,989	
	施設利用料金等の収入	4,163,430	4,035,870
	施設管理業務の収入合計 (A)	29,268,441	30,926,870
	項 目	平成 25 年度決算額	平成 26 年度決算額
支 出	人件費	17,135,948	16,286,309
	その他の経費	14,811,768	15,718,408
	施設管理業務の支出合計 (B)	31,947,716	32,004,717
2) 自主事業等に要する経費の収支			
	項 目	平成 25 年度決算額	平成 26 年度決算額
収 入	非営利活動事業の収入	27,377,281	25,616,576
	その他の事業	4,952,496	6,970,168
	自主事業等の収入合計 (C)	32,329,777	32,586,744
支 出	非営利活動事業の支出	24,762,651	24,224,741
	その他の事業	4,787,225	6,571,060
	自主事業等の支出合計 (D)	29,549,876	30,795,801
3) 総体の収支			
	区 分	平成 25 年度決算額	平成 26 年度決算額
収 入	(A + C) (E)	61,598,218	63,513,614
支 出	(B + D) (F)	61,497,592	62,800,518
収 支	(E - F)	100,626	713,096

# 財政援助団体（補助団体）監査報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助の監査

## 2. 監査の対象及び期間

対象団体	特定非営利活動法人 ふらの体育協会
監査の期間	平成27年10月19日から平成27年11月30日まで
補助金額	ふらの体育協会補助金 平成25年度 2,200,000円 平成26年度 2,200,000円
所管部局	教育委員会社会教育課

## 3. 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度における財政援助に係る会計その他の事務

## 4. 監査の方法

監査対象団体に対しては、補助金に係る団体運営及び事業の会計事務等の提出された資料に基づき、関係書類を検査した。

また、所管部局に対しては、補助金の交付事務等の提出された関係資料に基づき、関係職員から内容等の説明を聴取した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、宇佐見正光監査委員を除外した。

## 5. 監査の結果

補助金は、市費補助金交付規則に基づき交付され、事務手続きについては、おおむね良好に処理されていた。

今後も所管部局においては、補助金の交付にあたり運営・事業内容を精査し、事業実績の検証を行うとともに、交付団体に対する会計事務処理等の適切な指導に努められたい。

なお、一部に改善や検討を要する事項が見受けられたが、監査の過程で所管部局に口頭にて改善等を指導したので、本報告では省略する。

## ま と め

監査対象団体は、市民の健康維持を確保するため、生涯スポーツを柱に地域や職域、個人等を対象に、スポーツ環境整備や各種スポーツ事業、大会等を実施し、スポーツ振興に寄与している。

これまでも各競技団体やスポーツ少年団体本部等と連携しながら、市民情報紙としてスポーツカレンダーの配付や、全国統一イベントのチャレンジデー、障がい者スポーツ大会等の実施を推進してきている。

今後も積極的な事業展開を図り、市民の健康づくりのため誰もが気軽に取り組めるスポーツの振興に期待するものである。

監査対象団体の概要は別紙資料2のとおりである。

( 資料 2 )

## 監 査 対 象 団 体 の 概 要

### 1. 特定非営利活動法人ふらの体育協会について

#### (1) 設立目的

市民の健康で明るい生活と健やかで楽しく親しめるスポーツ環境を築き、友と共に楽しむ生涯スポーツを創り出す活動を目的とする。

#### (2) 事業概要

##### 1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民スポーツ振興に係る事業
- ② 市民スポーツ啓蒙、促進に係る事業
- ③ 市民スポーツ指導者育成に係る事業
- ④ その他、目的を達成するために必要な事業

##### 2) その他の事業

役務の提供、物品の販売及び斡旋

#### (3) 団体運営に要した経費（ふらの体育協会補助金の支出決算額）

科 目		平成 25 年度	平成 26 年度	前年対比
事 業 費		3,830,364	3,653,256	95.4
スポーツ振興事業		687,545	798,536	116.1
	スポーツ賞表彰	488,045	651,082	133.4
	スポーツカレンダー発行	199,500	147,454	73.9
スポーツ活動促進事業		3,142,819	2,854,720	90.8
	少年団活動補助事業	450,000	450,000	100.0
	市民スポーツ交流事業	190,000	220,000	115.8
	競技団体育成事業	540,000	660,000	122.2
	指導者育成事業	224,000	52,000	23.2
	へそマラソン大会事業	926,607	907,418	97.9
	スポーツ活動事業	327,012	72,562	22.2
	スポーツワゴン事業	234,960	291,970	124.3
	チャレンジデー	250,240	200,770	80.2
管 理 費		531,496	759,150	142.8
会議費	総会・理事会	48,180	41,595	86.3
費用弁償		—	97,000	皆増
旅費		34,260	66,240	193.3
役務費	インターネット・通信用送料	39,000	38,692	99.2
消耗印刷費		41,296	79,369	192.2
租税公課費	法人事業税等	143,400	147,900	103.1
負担金		164,500	184,441	112.1
交際費		51,800	46,196	89.2
雑費		9,060	57,717	637.1
合 計		4,361,860	4,412,406	101.2

(注) 管理費の費用弁償は、平成 26 年度から規定の見直しを行っている。